

## 第18回 桑名市就学前施設再編検討委員会会議録

- 1 日 時 平成24年 7月19日(木) 午後3時30分から
- 2 場 所 桑名市役所 北庁舎 2階会議室
- 3 出席委員 学識経験者2名、自治会連合会2名、民生委員児童委員1名  
私立幼稚園2名、私立保育園3名  
公立幼稚園2名、公立保育所1名、公立小学校1名  
保健福祉部長、教育部長
- 4 欠席者 なし
- 5 出席職員 教育総務課長、社会福祉事務所長、子ども家庭課長、同主幹  
学校・園再編推進室長、同主幹、同主査、同指導主事
- 6 議 事 答申文案の検討について
- 7 傍聴人5名

---

(教育総務課長)

みなさまこんにちは。本日は、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。ごいます。

ただいまから第18回就学前施設再編検討委員会を開催させていただきます。本日の資料でございますが、先日皆様からいただきました、修正(案)をもとに、17日検討委員会後、委員長、副委員長と協議をいたしまして答申案の修正を行いました。それを本日机の上に置かせていただきました。桑名市就学前施設再編に関する答申(案)で右肩に赤字で修正案の提出を受けて委員長修正と記したものでございます。

みなさまでございますでしょうか。よろしかったですか。

本日はこちらの資料で議論を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、前回17回の会議録を本日机の上に置かせていただく予定でしたが、一部印刷が間に合っておりませんので、委員会終了時までには、お手元にお届けさせていただきますので、よろしくお願いたします。

今回委員会の日程が、非常につまっております大変申し訳なく思っておりますが、第17回、18回、19回の議事録につきまして、今月中にご確認をいただきまして、お返事をいただきますように重ねてお願いを申し上げます。

それでは委員長さんよろしくお願いたします。

(委員長)

それでは第18回の就学前施設再編検討委員会を始めたいというふうに思います。通常ですと、ここで前回議事録の確認でございますけれども、今事務局からご説明がございましたように、一昨日の議事録でございましたので、全部印刷が済んでないということでございます。この議事録については、今日の議事録も含めまして、7月中ぐらいに、1回みなさんに確認していただいて、それで公開ということにしていきたいというふうに思います。議事録については、その時にまた読んでいただければというふうに思っております。

ただ前回の議事ですので、議事録で確認が出来たわけではないんですけども、説明もございましたけれども、前回の議事録の内容を事務局の方とメモベースで確認をしながら、その内容を含めて、一度ちょっと修正の文案を作ってみようじゃないかと、みなさんから修正のご意見もいろいろといただいております。それをいただきましたので、それを含めて今回、委員長修正案というものをみなさんの机の上に置かせていただいたわけでありまして。

今日からその答申の文案の検討に入らせていただきたいと思うんですが、まずは全体の構成でございます。答申文案の1ページめくっていただきまして、はじめにというところに書かせていただきましたけれども、この本検討委員会の諮問事項というのは、以下の5点でございます。

- 公立幼稚園の適正配置について
  - 幼保一元化の取り組みについて
  - 公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育について
  - 私立と公立の共存について
  - その他の事項について
- この5項目でありました。

ところがこれは、ここの委員会で議論した順番とは違うんですね。この委員会では、そもそも桑名っ子の根っこを育てるぞという共通の理念の実現に向けて、そもそも適正規模とかは、どれぐらいのクラスの規模が必要なのかということ、合意するところから始まりました。ですからこの委員会の議論を素直に沿っていけば、おそらく例えば「公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育」とい

うところが答申の一番最初にきてもいいのかなと思います。

しかしながら、これはあくまでも諮問事項に応じて、私たちとしては答申文案を考えるということになりますので、あえて順番は諮問事項の順番どおりに今回は、構成をさせていただいたということになります。

今日ですね、この案を見ながら、目次の順に文言のひとつひとつについて、みなさんで検討を進めていければと思っています。諮問事項1つについて30分ぐらいの時間で、それぞれ検討ができればなと思っています。

そして、次回週明け23日でございますけれども、「その他の事項」については前回ご議論をいただいたばかりでありますので、文言としては載せてありますけれども、これでいいかどうか。もう一度今日配っていただいた議事録を確認のうえ、文言の修正について、23日にご意見をいただければと思います。23日に「その他事項」を検討した後、最後にもう1度全体を見直すという形で答申文案を確定させていただきたいなと思っていますので、その点もご理解をいただきたいと思っています。

具体的には、この答申文案の2ページ以降については、かなりいろいろとみなさんからご意見があるんじゃないのかなと思いますが、この「はじめに」の部分について、どうでしょうか。ここはこういうふうに変えた方がいいんじゃないだろうかというご意見がございましたら是非お申し出をいただきたいと思うのですが。具体的に何処をどういうふうに変えるべきだということで、ご意見いただければと思います。どうぞございますでしょうか。

また全体を通じて見直すという機会も23日には設けたいと思っていますが。全体を通じて見て、また「はじめに」というところの手直しの部分というところを考えなければいけないのかなと思うんですけども。

「はじめに」の部分についてこれは一昨日の検討段階でもあまり変更案はなかったんですが、よろしいでしょうか。

(委員)

まず、検討に入る前に、前回委員会で私が事務局にお願いいたしました類似団体の状況について、番号を附してお願いしますと、その回答をお願いしたいのですが。

(再編推進室主幹)

すみませんでした。いつ言ったらいいかなと思いつつ、こちらもすみませんでした。この資料は内部資料ではなく、資料として、番号をつけてインターネットの方にあげていきたいと思っています。

(委員)

この資料いただいてからホームページの方で確認をちょっとさせていただいたわけですが、愛知県の小牧市、栃木県の佐野市、東京都の青梅市、静岡県の富士宮市については、ここに記載されている以外の部分の助成がおそらくあるというふうに思いますので、もう1度ちょっと確認をしていただいて、確認ができればそれも追加をして、公開していただきたいと思います。基本的には就園奨励費の国が定めた基準以上の、例えば所得制限が引っ掛かっている人については一律いくらとか、そういうのがあるというふうに思いますので、確認して追加をして公開していただきたいと思います。お願いします。

(再編推進室主幹)

もう一度市の名前をゆっくり言っていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

愛知県の小牧市、栃木県の佐野市、東京都の青梅市、静岡県の富士宮市。

(再編推進室主幹)

この市について、保護者への補助というのが、他にもあるのではないかということでしょうか。

(委員)

就園奨励費は所得制限ございますが、所得制限にひっかかって本来対象になっていない世帯に助成がなされているのではないかというふうに思います。

(再編推進室主幹)

一応市の方にきちんと聞きまして、返答をいただいて、そのままここに載せているというような状況なんですけど、再度確認をするということでもよろしいでしょうか。

(委員)

私はホームページで確認させていただいています。ただ市の担当者が正しいのかホームページが正しいのかわかりませんが、ご確認お願いしたいと思います。

(再編推進室主幹)

再度、ここへいただいた返事とホームページで調べていただいたところくい違

いがあるようだけれども、どうなっているのかという確認をさせていただきたいと思います。

(委員長)

それは少し確認をしてみてください。ただこれは資料ナンバーを振って公開をするということにしたいということでもあります。

答申文案の2ページのところに入って行ってよろしいでしょうか。

「公立幼稚園の適正配置について」これは大きくは4つ、通園方法まで(4)まであります。内容が非常に多いので、これについては(1)だけ(2)だけという形でそれぞれのパーツでこれから文言ごとに議論をしていきたいと思っています。資料の見方というか、構成の仕方みたいなことを含めて、事務局の方にご説明いただけますでしょうか。お願いします。

(再編推進室指導主事)

まず、公立幼稚園の適正配置についての(1)公立幼稚園の現状についてというところがございますが、まさしく現状について書かせていただいたというような構成でございます。

最後の方の3行にありますように、近年の少子化、就労を希望する保護者の増加に伴って、半数程度の園で1学級の人数が20人に満たないという状況もある中で、子どもたちの社会性を育むためにふさわしい園児数の確保が難しい状況にあるというようなことを、資料についているという形になっております。

合わせて修正の案の方のお話もさせていただきますと、まず前回にお配りした修正案の一覧の方でございます。お忙しい中、お出しいただきましてありがとうございました。

まず2ページの方でございますと、具体的に修正案文の中でということにいただいているのは、委員の方から小学校との連携を密にしたというあたりで、小学校併設まるでよいという部分がございます。同じく2ページの保育所の連携を密にしたという部分でも、バス通園をしているまるでよいのではというようなお話をいただいています。こちらの方をお受けしまして、先ほどありましたように委員長、副委員長とも協議させていただいて、公立幼稚園の現状の中で先ほどの部分ですが、幼小7年の部分、線の引いてある部分のところや保育所との連携という部分については抜いても意味は十分に通じるのではないかとということで削除をしていかげかなということでもまず(1)のご説明とさせていただきます。以上でございます。

(委員長)

という公立幼稚園の現状ということではありますが、ここについてどうでしょう。最終的に1回読み上げてみてください。

(再編推進室指導主事)

読み上げの方させていただきます。

1 公立幼稚園の適正配置について

(1) 公立幼稚園の現状について

桑名市では平成16年に旧桑名市、多度町、長島町の1市2町の合併があり、公立幼稚園の現状も、3地区それぞれに特徴がある。

平成24年4月1日現在、桑名市の公立幼稚園は、桑名地区に19園、多度地区に1園、長島地区に4園の計24園が設置されている。しかしながら、園児数の減少により桑名地区で2園が休園となっている。

桑名地区においては、1小学校区1園（星見ヶ丘小学校区を除く）となっており、小学校併設で設置されている。5歳児は小学生と共に分団登園をしており、園長、教頭、養護教諭等は小学校と兼務している。

多度地区では、小学校4校に対し幼稚園は1園で、公立保育所と隣接して立地している。登降園は保育所児と共にバス通園をしている。

長島地区は、小学校3校に対し幼稚園は4園で、小学校の近隣ではあるが、独立園として設置されている。

このような中、近年の少子化や就労を希望する保護者の増加等に伴い、半数程度の園で1学級の人数が20人に満たない状況となるなど、子どもたちの社会性を育むためにふさわしい園児数の確保が難しい状況にある。【資料1】

申し訳ございません。以前地域という言葉を使わせていただいていたのですが、他の公的な文書との整合性を改めて見ておきますと、地区という言い方が合うかということですので、そちらは語句の修正ということでお願いできたら、あわせてよろしく願いいたします。

(委員長)

(1) 公立幼稚園の現状についてこの部分の文言についてはいかがでしょう。

(委員)

地区という言葉について教えていただきたいんですけども、桑名地区を桑名地区と呼び、多度地区を多度地区と呼ぶことで、桑名地区を桑名地区と呼ぶことで、多度地区長島地区の方は怒らないわけですよ。整合性とおっしゃっていただいた部分で、どういう文書でどういうものが使われているのか教えていただければと思います。

(再編推進室指導主事)

おっしゃっていることはよく分かります。同じ桑名市ですので桑名地区とか長島地区とかいう言い方はいかがかというお話かと思いますが、一応政策課等で確認させていただいた中では、桑名地区とか多度地区とかというようなところで整理をしているところもあるということですので、そのようなことで大きな誤解はないだろうと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(委員)

わかりました。

(委員)

5歳児は小学生と共に分団登園して、園長、教頭、養護教諭等は小学校と兼務しているというふうに記載されていますけれども、事実であると思うんですが、これが独立園になったときに、これは単独の教員を配置しますよという意思の表れにも見えるんですけども。当然独立園になったときは、近隣の市町村の職員の配置等も調べていただいて、養護教諭はいるに越したことはないと思いますが、実際養護教諭単独で配置されている市町村は少ないと思いますので。養護教諭を配置するのであれば、主任の先生を減らすとか、そういう対応をしていただきたいと思います。

(委員長)

現状の部分ということから言えばこれでよろしいですかね。

(教育部長)

公立幼稚園の現状ということでございますので、今7年教育について削除ということでございますが、現状としましては先回も申し上げましたけれども、私も桑名市の売りの一つでございますので、公立幼稚園の現状として書くならば、やはり7年教育については現状としてございますので入れていただけないかなと思うのと、小学校併設という言葉なんですけど、小学校に併設して設置されているという書きの方がいいんじゃないのかなと思います。

(委員長)

小学校に併設して設置されていると。それから7年教育の話については、今委員から、これは桑名地区の一つの売りの部分だから、これは残してほしいなという話でありましたけれども、その点についてはいかがでしょうか。

(委員)

7年教育について。ほんとに7年教育だったのか、たまたま両者が同じ敷地にいたのか、その辺の証明といいますか認識といいますか、そのへんを説明せよと言われた場合、われわれはどのように説明したらいいでしょうか。

(教育部長)

現状でございますので。あくまでも現状ということで認識していただければと思います。

(委員)

たまたまそこに二者が園と小学校があって、いかにして連携しているのかは、極めて主観的なことではないのかなと思うんですが。そこを市民の方がお尋ねになったら、われわれはどのようにお答えすればよいのですか。

(教育部長)

今のお答えになるかどうか。これは認識されている状況ではないかなと思います。実際のところいくつかの行事も一緒にやっておりますし、幼稚園との行き来というのも当然小学校にもございますので、その辺りは十分説明もありますし。これは桑名の市民の方々はある程度は認識していただいている範疇ではないのかなと思いますが。これが廃止していくということについてはもちろんこれからの話ですけれども、現状としては今申し上げる通りかと思います。

(委員)

例えば、お年寄りの皆さんが、幼稚園が小学校にくっついているのだからここ7年みたいなもんよという会話は当然出てくると思うんですけれども、行政の主観としてこれは幼小7年教育ですというのはいかがなものかと。そのところの説明はそうになっているからねということで十分であるかどうかについて説明の文のアイディアをいただければ幸いです。

(委員長)

なるほど。どうでしょうか。具体的に言えば、これから出てきますけれども、その部分をどうやって今後活かしていくか、この理念をあれですね、委員さんの修正のところにもありますけれど、言ってみれば私立を含めて連携していくことは当然のことなんだから、どっか後ろの方に書いておかなければまずいだろうと思うんです。そうじゃないと、今桑名地区で幼小7年教育というのがあってというふうに地元の方に認識されていて、それをある意味今後11園ないし5園

というかたちで原則保護者送迎にして変えていくということになっても、私立さんも含めた幼小の7年教育ということのをこれからも努力するよという文言が他の部分で必要になってくるというふうにも思いますが。

(教育部長)

私も今委員からありましたように、やはり公立としては現状こうだということ、私立さん公立、当然ながら保幼小の、特に幼小の、小1プロブレムという話もございますが、そのあたりの部分については大変重要な話になってくると思いますが、これはこの間、委員さんからも公立私立を抜きにして小学校との連携は非常に重要なんだというお話も伺っておりますので、当然ながらということですけど、現状としてはここは今ある姿を書きいただくのは通例かなと感じているところであります。

(委員)

あくまでも私の主観は別として、主観もあることはありますけれど、市民のみなさんがそのように理解してくださっていただければそれでいいんですけども、例えば市民のみなさんを対象にして評価をしたとか、もし具体的な例があって幼小7年教育とうたっているということであればいいんですが、その辺の情報がありましたら教えていただきたいです。

(委員)

今、現に公立の幼稚園と小学校がどのように連携しているかという話はずっとできるんですけど、それを現状として書いてもらっている部分でそれがいるのかなということを思うんですが、例えば避難訓練をしたときには、必ず小学校の子が幼稚園の子を迎えに行って避難場所に連れて行くとか、入学前には幼稚園の子が小学校へ行って授業を受けるとかそのようなこと、それから行事とかは全部一緒にしてありますし、7年間の教育というのは実際に行われているとは思いますが。

(委員)

私立幼稚園としてはですね、この7年教育という言葉に非常にアレルギーがございます。それはなぜかと言いますと、私立幼稚園は3年保育をしていて、年少中年長と上がって行ってやはり年長がそれまでの教育の姿が表れてくる。そのときに過去公立幼稚園の関係者の方々が「桑名市は7年教育なんだから」ということで一軒一軒募集をされた。7年教育というのは非常にアレルギーがあるということで、ご理解いただきたいと思えます。

(委員長)

ただどうなのでしょう、現状ということから言うと、実際委員会の中でありましたけれど、7年教育という話を個別訪問でしたかどうかは別にして、実際やっているということから言うと、その表現を活かすというのもありかなと思うんですよ。というのは、ただこの議論にもありましたし先ほども言いましたけれども、それをこれから実質小学校に、私立の小学校に行かれる方は別として、保幼小で一体的なことを進めていかなければいけない。「公立幼稚園の再編に伴って」という文言は、今の話で言うと、またどこかで書き込む必要はあるだろうと思いますけれど、現状としてはこの7年教育という言葉は委員は活かしたいなというお話なんですね。そこんところなんですけれど。

(委員)

提案でございますけれど「同じ敷地内に幼稚園と小学校を設置して」というのはいかがでしょうか。「同じ敷地内に幼稚園と小学校を設置して保育を進めている。」

(委員長)

「桑名地区においては、1小学校区1園となっており、同じ敷地内に幼稚園と小学校が設置されている。」7年というのは厳しいですか。

(委員)

それほどこだわるところでもないような気もするんですけど、それを売りにしてきましたということについて極めて主観的であるのではないかなというところに疑問を思うところあります。客観的に言ってもどう客観的かということとはわからないんですが、市民のみなさんの5割が言えればいいのか、9割が言えればいいのかということになるかとは思いますが。

(教育部長)

今、委員さんがおっしゃるようなことも当然含んで考えなければいけないなと思いますので、小学校との連携を密にしたという部分がやっていることはやっているんですけど、その辺が敷地上、今お話のあったようなかたちで「幼小7年教育として保育を進めている」というのはどうですか。これは客観的に言えるかどうかということは委員さんからありましたけど、事実としては現状でございますので。これからどうやって書くかは検討委員会で議論してきましたよね。

(副委員長)

たまたま桑名の就学前施設の再編の話をしていたんですが、公立と私立があって、そして保育園と幼稚園があって、だいたい小学校は公立に行く、私立の小学校に行く、どちらにしても義務教育というかたちで小学校からきちんとしたいわゆる1年生から始まるわけなんですね。就学前には保育園もあるし幼稚園もあるし、どっちも行かない子もいるわけですけども。例えば付属病院がありまして、そこに入院している子というのはうちの学生が勉強というか、絵を描いたりするみたいなことをやっていたんですね。子どもたちが学びたいという気持ちを引き出すというのが大事なことで、それが保育園であったって、幼稚園であったって年齢に応じた家庭に応じた子どもに応じた教育を充実させていくこと、それがこの桑名の就学前の施設の最も基本になっていることだと私は思っているんです。私立だから公立だからということではなくて、公立幼稚園の適正配置はということとはこれは公立幼稚園だからということではなくて、私立の幼稚園もあるし、私立の保育園も公立の保育所も公立の幼稚園も、行ってない子もいるんですから、こういうようなこと全てをどうするかという、そういう大きな皆さん方のそれぞれのお一人お一人の考えの中で、それでじゃあ公立幼稚園はっていうふうにとえらが出てきていると思うんですよ。根っこのところは桑名の子どもっていう部分で。そういうようなことを考えていきましたら、桑名の公立の教育は7年教育というのはこれはちょっとおかしいかなと。桑名の小学校1年生から責任があるわけで、当然その前も責任はありますよ。だけど7年教育と言ったらこれはちょっとおかしいかなという気が私は直感的なんですけど。理屈きちんと説明をと言われたら難しいんですけども、ちょっと疑問が出てきます。小学校に併設している公立の幼稚園もようけあるわけですよ。桑名は併設しているかもしれない。ここで桑名はっていうことで言うと、桑名が特殊ということではなくって、私は桑名っていうのは原則的にはきちんとした基本的な部分でとらえた話し合いはしてほしいって思っていたんですね。桑名の特殊な部分っていうことではなくって小学校に併設しているのが桑名の公立幼稚園の基本であるのかもしれないけれど、それが普通っていうことはありえないわけなんです。

たまたまそういうところがあるそうでないところがある、それが普通の話。だって幼稚園じゃなくて保育園から小学校に来る子がいるんですから。幼稚園から小学校に行くだけじゃなくて、保育園から小学校へ行く子もいるんです。だったら小学校に保育園も併設してくださいとそうなるんですよ。

だから言葉を現実には現実なんですけれども、他のいろんな立場のそういう子どもたちが通っているのを考えたらかなり気を使わないといけない言葉づかいがあるんじゃないかと。社会性を育むためにふさわしいとかその通りみんな納得するわけですよ。そういうふうなかたちで言葉を整理整頓していただきたいと思います。

(委員)

現状として、今までやってきた中で、私も自分が採用されたときに幼稚園から子どもたちが一応小学校へ上がるという観点で、幼稚園からいった現状としては、私は7年教育でやってきた事実というのがあるのでこういう表記でも別に現状として事実だなと思っています。当然、兼務になっている園長がなっているんですから、公立の現状としてそのようにやってきたという部分では私は違和感はないです。

(委員)

いわゆる小学校との7年間の連携というのは、これは義務教育と違いますから僕は消していくべきだと思います。

(副委員長)

おっしゃる通りだと思います。義務教育は小学校からなんです。じゃあ保育園に行っている子はどうなりますか。保育園も就学前教育なんです。幼稚園も就学前教育なんです。小学校に入って就学しての教育はその前の保育園でも受けているんです。ですから幼稚園も保育園も7年教育ということになると、ちょっとじゃあ保育園どうするのみたいな。私は津市の教育委員やめましたので、教育委員会がどうなっているのかを申し上げることはできないのですが、私は保幼小の連携というのはよく言っていました。結局何にもなりませんでしたがね。あの時には保育園と幼稚園の先生の人事交流とそして小学校、保育園と幼稚園と小学校の3つの免許をもっている人を人事交流しながらってというようなことを言っていた次第なんですけども。ただ子どもたちが保育園だから幼稚園だからじゃなくて小学校に入ってくる子はみんなの子も小学生としてはじめの第一歩なんですよね。その第一歩の子どもたちを育ててくださる小学校の先生に幼稚園・保育園からどういうふうなメッセージをきちんと伝えるかっていうそこらへんのところを一番大事にした中での公立幼稚園の適正配置であり、私立も含めた保育園・幼稚園の先生も含めた子どもの教育の橋渡しをするそういう役割がこの委員会にはあると個人的には思っていました。公立だけじゃなくて私立幼稚園もとっても大事なことだと思っていますのですみません。

(委員)

1つの柱30分ということだったんですが、1つ目の諮問事項の(1)で既に30分経過しているのでちょっと心配していますが、諮問事項の1つ目は「公立幼稚園の適正配置」ということですので、先ほど副委員長さんがおっしゃられたことについては、もしこの諮問事項が桑名市における就学前施設全般に関しての

適正配置についてが諮問事項ならば幼小7年教育の部分については、確かに違和感はあるというふうに思います。

ただ公立幼稚園に限ってその適正配置のことでまず現状を述べて、そしてこうあるべきであるという答申内容が流れていくわけですから、現状の中で公立幼稚園に限った、桑名市の公立幼稚園に限った現状を記されていくことについては、何ら疑問を感じるものではありません。

(委員)

現状と言われると、幼小7年教育かもしれませんが、副委員長さんに言っていたように、保育所に4歳児までいて、5歳児で幼稚園に変えるお子さんもみえます。保育所でも4歳まで一生懸命保育をしてきて、子どもたち精一杯成長できるように保育をしてきたつもりですので、保育所を卒園させて幼稚園に入園される際には幼稚園の先生にも引き継ぎをしながら送っていますので、何か幼小7年教育と書かれると、何か保育所が切り離されているような、それまでの下積み部分が離されているような気がして、私も何かひっかかります。

(委員長)

いかがでしょう。確かに公立幼稚園なんだからというところもありますし。ただ、幼小7年教育というのがどの程度一般化されているのかということ、いろいろとご意見をいただきました。できれば今日答申案文として確定していきたいと思うんですけども。例えばなのですけども、これは委員長としてでありますけれども、桑名地区の話でしかも現状でありますから、「桑名地区においては、1小学校区1園となっており、小学校に併設して設置されていることから、小学校との連携に特色がある。」というぐらいの表現でいかがでしょうか。設置されていることによってその連携というのがおのずとずれている状況であります。

ただこれはその後のどこかに宿題をいただいたなとお話をいただいたように保幼小の連携の話というのもこれはそもそも論として少しは答申の中に書き足しておく必要があるだろうと思います。今のような文言で一度整理させていただくのはいかがでしょうか。

(委員)

基本的には委員長おっしゃる通りでよろしいんですけども、連携を密にしたというのがちょっと主観的かなと。

(委員長)

ですから「連携に特色がある」という言い方です。一応そういうかたちで文言

の整理をさせていただきたいと思います。他に現状の部分についてはいかがでしょうか。

(委員)

すみません多度地区です。「公立保育所と隣接して立地している」これも実際のことなのでいいのかなと思いますけれど、建った時期も違いますし、ひっばっていったというのがあるんですが、言葉としてこれでいいのかなと。

ただ登降園のバスの話にまたなっちゃうんですけど、バス通園をしている、現実はこちらでいいんですけども、ただこれは多度時代からあるということを明記していく話じゃないかなと。これであれば桑名市が走らせている話、現実今桑名市ですよ。ただこれは多度時代の多度町の中で走っておったものが引き継がれているということを明記してほしい。でなければこれを見た方は、桑名市内タダでバスを走らせているよと取りかねない。それと入れるか入れないかなというのが一つあるのは無料であるという言葉も必要ではないのかなというふうに感じるところはあります。無料を入れることはひとつどうかなと思いますけれど、多度町時代から走っているというのは最低限必要な言葉ではないかなというふうに理解しています。

(委員長)

今の点についていかがでしょうか。登校園については「旧多度町時代から保育園児とともにバス通園をしている」というそういう書き方でしょうか。

(委員)

そうですね。理解としてはそういうふうにしなないとおかしいかなと。

(委員長)

今の点についてはよろしいでしょうかね。他にございますですか、よろしいですか。

では(2)の適正配置でございます。

(再編推進室指導主事)

(2)の「公立幼稚園の適正配置」です。構成といたしましては、この検討委員会の中でもございましたように、5園案と11園案の両論併記というかたちでの構成ということでその他の意見という構成でございます。

いただいている意見ということでございますが、以前にお配りしたものでございますけれども、2ページでいきますと委員の方からは小学校の連携では公立幼稚園に限

らず他の施設も今後進めていく必要があるというご意見、同じく委員から11園案については単数クラスであることを明記してほしいというご意見、同じく具体的な配置のところで園名が記載されているところに複数年保育の実施園も記述するというご意見、同じく4歳と5歳に限られるという文言がないのではというようなご意見をいただいております。

それから「多度幼稚園、長島中部第二幼稚園については幼保一元化施設の」というあたりですけれども、地域性、園児数を考えて必要性の議論をということで現答申には要らないのではというご意見、それから「城東の方で、意見が出されている」という断定的な表現で誘導ではないかというご意見をいただいております。それから公立幼稚園の適正配置についてで、委員からは、挿入の文案としては「1クラス20～30人の規模を目安ということ、4歳児実施園を中心にとということ、地理的条件を加味した視点も必要ではないか」というご意見をいただいております。

それから上記2案を「時間軸で調整し」という部分につきましては、11園案を肯定するような文章になるのではということでは要らないのではないかとご意見を3人の委員からいただいております。

そのようなご意見を踏まえまして、協議の方をさせていただきましたところ、1つ目の幼小中の一貫した連携体制を作るという部分でございますが、ご指摘の通り私立さんを含めて大切な事項ではあるのでここでは削除をして共存の項目に入れていくとどうかという意見でございます。

それからブロック内の配置についての議論の中での基準というのは必要であるので、その中でという部分で赤字のように「1クラス20～30人の規模を目安とする、4歳児実施園を中心にする、地理的条件を加味する」という視点を挿入しております。

また、その際の「想定規模としては、原則単数クラスとする」ということを追加してはどうかということでございます。それから先ほどありました、4歳児5歳児の明記をというところでございますが、そのようなかたちで明記をしてはどうかということでございます。

3ページの方になりますが、米印の記載の3園の「幼保一元化施設を」というご意見はこの委員会の中でございましたので、こちらの方は原文でどうかということでございます。その他の意見の中で、「時間軸の整理で」という部分でご意見がございましたけれども、こちら第16回の委員会の中で合意のあった事項ではというようなことでございますので意見として載せていくのでどうかということでございます。

(2)については以上でございます。よろしく申し上げます。

(委員長)

それでは「公立幼稚園の適正配置について」の5行です。ここは手順を書いただけの部分なのですが、ここだけ読み上げてもらえますか。

(再編推進室指導主事)

(2) 公立幼稚園の適正配置について

公立幼稚園の適正配置については、子どもたちの育ちにとって望ましい集団の確保をいかに図っていくかという視点を中心に据えつつ、今後の就学前人口の推移予測も示しながら、保護者・地域・市民の理解、保護者の利便性、財政面などの観点からも評価項目を設定し、検討を進めた結果、本検討委員会としては、現在24園ある公立幼稚園を再編し、5年後の公立幼稚園の目指す姿として、次の2案を併記することとした。【資料2】

(委員長)

というこの5行についてはこれでよろしいでしょうか。手順が基本でございますし、ここで2案を併記するということを明記しておりますが、ここまではよろしいでしょうか。

では次は11園案の方から行きます。二重マルのところから読んでいただけますか。

(再編推進室指導主事)

◎再編後の公立幼稚園の園数を11園とする。【資料3】

公立幼稚園の適正配置を考えるにあたって、子どもたちの生活圏域を中学校ブロックととらえ、中学校卒業までの義務教育終了を見据えることが必要である。そこで、1クラス20～30人の規模を目安とする、4歳児実施園を中心にする、地理的条件を加味するという視点から、再編を行う上での基本単位を中学校ブロックとして、公立幼稚園の適正配置を考えた場合、幼保一元化施設を含めて各ブロックに1園または2園とし、全体の園数としては11園とすることが適当である。その際の想定規模としては、原則単数クラスとする。

また、施設としては、原則既存園舎の活用を図ることとする。

<具体的な配置>

成徳ブロック・・・深谷幼稚園（5歳児）、大成幼稚園（4・5歳児）

光風ブロック・・・修徳幼稚園（4・5歳児）

陽和ブロック・・・城東幼稚園（4・5歳児）

明正ブロック・・・在良幼稚園（4・5歳児）

光陵ブロック・・・大山田北幼稚園（4・5歳児）

陵成ブロック・・・藤が丘幼稚園（４・５歳児）  
正和ブロック・・・七和幼稚園（５歳児）、久米幼稚園（５歳児）  
多度ブロック・・・多度幼稚園（５歳児）  
長島ブロック・・・長島中部第二幼稚園（４・５歳児）

城東幼稚園、多度幼稚園、長島中部第二幼稚園については、幼保一元化施設の可能性を含めて検討という意見が出されている。以上でございます。

（委員長）

というこの１１園案についてご意見をいただければと思います。

（委員）

１１園案の中で「公立幼稚園の適正配置を考えた場合、幼保一元化施設を含めて各ブロックに１園または２園」という部分、僕は私立の保育園３名で連名で訂正のところを出させていただいた、赤の点々の中ですね、「城東幼稚園、多度幼稚園、長島中部第二幼稚園については、幼保一元化施設の可能性を含めて検討という意見が出されている」というところと連動しているのではないかなと思います。

これも何度も会議で言わせていただいているんですけども、多度エリア、長島エリアではというところで幼保一元化施設をされると非常に大打撃を受けるのは目に見えていると何回でもお話しさせていただいたと思います。

なのにこういう書き方をあえてされると、われわれの言った意見、私立の保育園側から意見を述べたのにも関わらず、ここまではっきりと明記されるというのは完全誘導しているかたちなので、もし書かれるのであればもっと内容を検討された中ではっきり明記されるならいいんでしょうけど、幼保一元化施設の中身、城東幼稚園についてはやってみましたよねということで話がありました。それ以外のところでは検討の材料にもなってなかったはずです。なのにこういうふうに書かれると、もうこの文面の中で城東・多度・長島でやりますよという文面の誘導になりますので、できれば削除していただきたい。

（教育部長）

今の委員に関連しての話なんですけども、１１園案の検討をこの場でしていく中で、そのときには幼保一元化施設は総合こども園という構想がありましたので、その中で考えていったときに、幼保一元化施設も想定しながら１１園を組んでいた状況がありました。

今委員がおっしゃった状況もありまして、そうすると、陽和ブロックの中では城東幼稚園とここでは載っているわけですよ。するとここ陽和ブロックは幼保

一元化施設ですよということになりますよね。自然に考えたときにね。そして意見が出されているという部分がありますよね、この点線のところで。これはかなり矛盾するような気がします。

それと混ぜ返して申し訳なんですが、4歳児実施園を中心にとということで考えていきましたので、あの11園を考えていた時とは社会情勢が少し変わってきたと。そうすると、城東幼稚園をこのまま書いておいていいのかなと考えますのと、長島についても幼保一元化施設を作るという意味で長島中部第二ということになってましたよね。これ今言われた通りだと思いますけれども、そうするとこれもこのまま具体的な園名を明記しておいていいのかなと。

私が考えると、陽和ブロックでは立教幼稚園が4歳児実施園ですので、長島においてもやはりその意味でいくと長島中部幼稚園が一番大きいんですよこれだと。そういうこともございますので、少しここは今の目線でと言いますかね、少し議論をいただけないかなと思いますがいかがでしょうか。

(委員長)

とはいえ、今のお話で言うと、幼保一元化施設というものを11園案のときには念頭に置きながら議論をしていたというのも実際事実の部分ですよ。それを11園案のときにはこういう書き方になるんだろうなというふうに思うんですけども。

ただ具体的な名前を入れるのと、それから幼保一元化の可能性っていうのを赤点線に入っているところをどういうふうに表現するかによっては、今委員から出ていたように、城東ではなくて立教ってまず書いておく必要があるんじゃないかなというそういうご意見でもあるんですけど。長島中部第二ではなくて長島中部と書くべきじゃないのというご意見もあるんですが。

まずその点について、11園案を具体的に検討していたときとは若干情勢が変わってきているのかな、その点についてみなさんご意見ございますでしょうか。

(委員)

私、陽和ブロックのところで思ったことがあるんですが、今の委員さんと同じなんですけれど、城東は育ちのリレーというのをやってきて、ずっと保幼小の連携というのをやってきたので、そういう下地があるということで城東が出てきたんだと思います。それから保育所と学校が非常に近いということもあって出てきたと思うんですが、ここで4・5歳児と書いてありますよね。城東の幼稚園はずっと1クラスなのでごく小さくて4・5歳となるとかなり大規模な改修が要ると思うんです。それから4・5歳となると、なぜ立教が4・5歳やっているのに立教じゃないだろうと思われる方も多いと思うんですね。だから、この陽和ブ

ロックのところは検討してもらわなければいけないのかなと思っています。

(委員長)

他いかがでしょう。11園案を主に議論された皆さんの中で。長島の話というのも。

(教育部長)

赤点線の中で、城東幼稚園、多度幼稚園について今委員から少し疑義があるというお話がありましたが、長島中部第二幼稚園について幼保一元化の可能性を含めて検討というそういう意見があったということこれは事実だと思います。

ただ、イコール幼保一元化施設を作るんですよということにはなっていなかったと思いますので。そうやっていきますと具体的な配置のところは陽和ブロックが城東幼稚園ですよ、長島ブロックは長島中部第二幼稚園ですよというのは、この検討委員会全体の意見として出すには、少し矛盾があるのかなと私は考えたのでお話をさせていただいたところです。

(委員長)

そうすると長島中部第二ではなくて、長島中部と長島の場合は書くべきだという話になるんですか。

(教育部長)

という気がするんですが。

(委員)

ということは議論の中身がまだない中でこの文言、はっきり城東・多度・長島という書き方はすごく疑問視しますし、長島の場合であれば、ここに書いてある中部第二の場合であれば、保育園が寄っていったんですか一号線から。

(教育部長)

中部第二の場合は当時一号線を渡るかどうかという話がありましたので、中部幼稚園がありまして、そこが分離したようなかたちで一号線を挟んでということになりますよね。

(委員)

ということは一号線のそばにあった保育園が幼稚園に寄っていったんですか。

(教育部長)

そうではないです。

(委員)

位置的には寄っていったということですね。

(教育部長)

寄っていったという表現かどうかはちょっと。

(委員)

寄っていったというのはそういう意味じゃなくて、側にあるとか隣接しているとかそういうことですよ。長島の方の保育園の方から言われるのはそういう考え方があってもってきたのかということがあったので、ちょっと聞いてみたかっただけなんです。

(教育部長)

それがどうかは分かりませんが。

(委員)

こういうかたちになってくると、幼保一元化も先々の問題でありますし、いろいろな問題があるのは僕も検討の中に入れました。ただ、この中にはっきりこういうふうに出されるというのはすごく誘導的でもありますし、はっきり経営上の問題もあるので、こういうふうに入れるのははっきり言って消していただいて、この部分について言えば後ろの方にありますよねこれ、取り組みの中に。すみません飛んで。幼保一元化で「国の動向について十分注視し」というところで、この部分で押さえてくれたらいいのではないのでしょうか。

きちんと決める時になれば、もう一度再度決める話であって、これを明記するという部分が僕としてはすごく疑問視します。今現在として。ですので、私立の保育園の3名としてはこれに関しては削除してほしいです。

(教育部長)

私が申し上げているのは、委員さんのお気持ちも分かるんですけど、陽和ブロックに城東幼稚園と明記することと、長島ブロックに長島中部第二幼稚園と明記することが今の議論の中でいいのかということなんです。

(委員長)

そうです、その話っていうのは別としてありうるだろうと思っています。そして幼保一元化の話っていうのも加味はしなければいけませんけども、まずはこうやって具体的に表現をしていった時に、4・5歳児っていうような、例えば城東で4・5歳児でいきますよっていうことを入れる。その場合に城東でいいんだろか、立教って書いておくべきなんじゃないかなっていうご意見でもありますし、長島中部と書いておくべきなんじゃないかなというご意見だと思うんですが。

この2点について、幼保一元化をどうするという話を抜いて、その修正というのはそれでよろしいでしょうかね。

(委員)

どう考えていけばいいのか自分もちょっともやもやした部分があるんですが、11園案か5園案かという、何園案にするのかということ議論している時に、11園案を検討している時に、中学校ブロックそれぞれでどの園を残すどの園はという議論をした中で、私は城東に勤めておりますので物理的に城東は難しいですよというご意見を申し上げたという記憶があるんですが、でも陽和ブロックとしては城東でというようなかたちで確認されて流れていったんですよ。

それでここで明記されて、私も具体的な配置ということで各ブロックの園名まで書かれているのは答申の中でここまで必要なのかなとちょっと思ったんですけど、確かに委員会の中で議論がされて具体的な園名まで出ましたので、こういうかたちで書かれたのかなって思ったんです。

今のお話、実は成徳、光風、明正ブロックでもその時の議論で上がってきた園が残ってきているんですけど、この最終答申の議論のこの場において、陽和と長島については修正をしたらどうかということについて、それに異論があるわけではないんですが、ここでまた議論をし直さなければいけないのかっていうことについては、先日の議論は何だったのかなと少し疑問に思います。

どなたかもおっしゃってみえましたが、具体的な園名を載せなくてもいいんじゃないのかなというのが、議論はされたんですけども、こういう修正があるならということなら、具体的な園については様々な条件を考慮した上での今後の検討という文言でもいいのかなと思います。後ろの当面の既存の施設の活用をということが書いてありますので、これを見た方は物理的に無理というような話も出てくるのではと思いますので、自分として今はっきりとは言えませんが、個人的にはそう思っています。

(教育部長)

11園案を検討する中では、この時の11園案を支持した方に限っては幼保一元化施設を想定しながら考えていたわけですよ。だから城東とか中部第二とい

うのが出ているわけです。多度も。そういう状況ですので、その部分が全体として示す時にどうかという話でございます。これはあくまで両論併記で11園案と5園案ということに両論併記するわけですね。それならば意見が出されているという表記の仕方にするんだったら、矛盾がありますよねということをお願いしたいわけです。

(委員長)

今の説明で委員お分かりになりましたか。

(委員)

私も修正の案として、ずっと流れ的に考えてきた時に、4歳児実施園を中心にするということと、地理的な条件とかいう流れで考えてきた時に、陽和ブロックのことについて、今城東が休園しているので余計城東の園が上がるのはどうかなっていう自分自身も。4歳児実施園を中心に検討するというのを自分で修正案で書いていますので、やはりここはもし園名で上げるなら立教になってくるのかなという思いもあります。

保幼小のつながりの時に育ちのリレーをやっていた時にちょうど副委員長さんも私たちにご指導していただきましたので、その時はそういうブロックに幼保園をという考え方で思っていたんですが、こういう考えで11園案を出してきましたというふうになると、委員も言われたようにこの表記が不自然かなっていうふうに思います。

(委員長)

どうでしょう、まさにみなさんのお考えとしては。

今の話で言うと、11園案の議論をしていた時で言うと、幼保一元化施設を考えて1ブロック1園か2園で、4歳児実施園を中心でということを書くと、例えば城東・多度・長島中部第二と書いたけれども、ただそれを米印というかたちで列記すると、これはかえっておかしくなるんじゃないかと。それならば残すべきものとして立教とか長島中部を書いておいて、この点線の中の米印をどう取り扱うかということについてはどうかというご提案だと思いますが。

(委員)

米印ですけどね、これははっきり言いまして、その城東であれ、多度であれ、長島中部であれ作る、検討するとなっていますが、園名を外して「幼保一元化施設の可能性を含めて検討する」ということぐらいの文言にしたら。

多度さんなんかこれ幼保一元化施設を作られたら終わりですねはっきり言って。

はっきり言って潰れると思います。長島には西川、西川第二保育園というのがございますので、完全に多度幼稚園と長島中部第二幼稚園には保育園があります。だからちょっと検討を加えていただきたいなと思います。

(教育部長)

まさに委員さんが言われるように思いますので、そうすると今までの城東とか多度とか長島中部第二と残すのは矛盾してきますよねという話なんです。だから私が申し上げた立教や長島中部幼稚園という方がいいんじゃないかというお話なんです。

(委員)

書くことが非常に懸念するのであって、書きかえるという意見では僕はないです。それともう一ついうならば、これは文言の話なんですけれど、委員が今意見として言われているのは当然だと思います。ですけれども、後の方を見ると意見が出されているというところはないんですよ。というのは、完全にこの部分というのは抽出して誘導するような文面にもなるし、取る方が取ればこれはするんだよという表現です。これ答申が表に出れば取る方はそう取れますよ。

教育部長さんたちは行政側なのでそういうふうには取られないかもしれませんが、この「※城東幼稚園、多度幼稚園、長島中部第二幼稚園」の文言を変えたところでこのように取れる部分なので、はっきり言って、今2番の幼保一元化の取り組みの中で最後に書いてあるので、再度するときになって実施計画のときにきちんともう1回練り直せばいいのではないのかなというふうに思います。

ですので僕は意見が出されているというのは、5園案の下の話までいっちゃうんですけど、「その他の意見」で「現在24園に対し云々かんぬんの意見があった」「上記の2案を時間軸で整理し、という意見があった」というこの3つというのは、僕は削除していいものだと思っています。意見を述べるのではなくてこれは答申ですよ。意見を述べる場所ではないですよ。

(委員長)

だからできるだけ合意ができるものをもってこようということ。

(委員)

ですのでこれであれば誘導される部分、少数派の意見を上げて誘導する部分であるとしか取れないし。

(委員長)

ただ11園案と5園案の両論併記ですので、11園案の部分については、11園案を支持しようという委員の思いを大切にしなければいけないというところではあるんですよ。

(委員)

いいですよ。それまでのことには何も触れていませんよ。ただこういう抽出したような列記するような意見があったというのは少数派意見を無視するという意味ではありませんよ。ただこれをなくしなさいという意見ではなくて、後ろにもちゃんと考えるということを明記してあるのに、ここで場所をはっきり書くような仕方ではなくて書いていただくというのが本来ではないかと思えますし、下の「その他の意見」でも11園案と5園案の話をした中で、24園確かに委員が言われたところだと思います。

ですけれども今回では11と5を言って、確かに委員長さんが24園に対して一定の基準を設けてとこういう意見があったことを明記しないといけないよねと言われたことははっきり覚えてますが、ここで言う11と5の話の中に24があるし、時間軸でという書き方もこれも一緒なんですけど、11を目指すが将来的には新設5園で、11があつて5があるのかという文面に取りかねない、誘導的に取りかねない。

はっきり言って11と5であるならば、はっきりその併記で止めてもらわないと意見があったということ自体が誘導になると僕は取るし、答申というものが意見があるのならば議事録を全部出せばいいだけの話じゃないですかと。はっきり文言として他のものは併記することにしたとか、そういうふうに書いてもらっているんで、僕はそう書いてほしいなというふうに思っています。

(委員長)

他にご意見ございますでしょうか。できればここで文言を確定させたいと思っているんですけども。

確かに委員からお話のあったように、11園案を検討していたとき幼保一元化ということを念頭に置きながら存続させるべき園名を検討していたというのは事実であります。ただその時に幼保一元化というものについて、こんなに国の動向も含めて混迷していくとは思ってはいなかったという状況があります。

その意味で言うと、だからと言ってこの幼稚園名についてはもう一議論必要だろうと思うんですけど、このままいくと城東幼稚園には幼保一元化施設の可能性を含めて検討という意見が出されているということから言うと矛盾をしてくることがありますので、どうなんでしょうこれはまた一度検討しなければいけないと思いますけれど。

例えば城東を立教とし、長島中部第二を長島中部とし、そして先ほど委員から  
もご指摘ありましたけれども、この米印については本文の方で1 1園が適当とす  
る場合には「幼保一元化施設を含めて1園または2園とする」という表現がされ  
ているので、この米印のところについては、削除するというかたちで処理してい  
ってはいかがかなというふうに思うんですけど。一度これでちょっと文案の検  
討してみたいと思います。

ちょっとそれで検討してみていいですか。はいじゃあここは来週修正した文言  
をお示しします。

次5園案の方にいきたいと思います。

(委員)

「想定規模として原則単数クラスとする」というところで私が単数クラスを入れ  
てほしいと言ったわけですが、原則というのは行政にとって非常に都合のいい言  
葉ですので、「単数クラスとする」でお願いしたいと思います。もし複数クラスを  
想定している園があるであれば、そこを除いてという表現をしっかりと。

(委員長)

そこの部分想定を明記するべきだろうと。これもちょっと検討させていただき  
たいと思います。5園案の修正についての考え方だけお願いします。これも地区  
という名称を入れたというところだけでいいんでしょうかね。

(再編推進室指導主事)

はい。修正としては地域を地区という変更でどうかということでございます。

(委員長)

ちょっと読んでいただけますかね。

(再編推進室指導主事)

◎再編後の公立幼稚園の園数を5園とする。【資料4】

近年の園児数の推移を見たとき、今後も少子化傾向が続くことが予想される。そ  
のような中であって、子どもたちにとって望ましい集団規模である複数年齢複数  
クラスを確保するという視点や、私立と公立の共存、財政面の削減といった視点  
から、全市的に公立幼稚園の適正配置を考えた場合、公立幼稚園を5園とするこ  
とが適当である。

また、施設については、当面は既存施設の活用を図ることとするが、将来的に  
は新設することが考えられる。

桑名地区・・・旧市街、大山田、西部に各1園  
多度地区・・・多度幼稚園  
長島地区・・・長島中部第二幼稚園  
でございます。

(委員長)

という5園案についてであります。ここについて何かご意見ございますでしょうか。文言修正というかたちで。

(委員)

ちょっと今気付いたことで、「私立と公立の共存」という言葉がここには入っていません。11園案には入っていなかったということですね。こっちに入っていて向こうに入っていなかったというのは、何か11園案というのは私立に配慮しとらんのかというふうにもちょっと読み取れましたので、ちょっとご議論いただければと思っております。

(委員長)

この視点の部分というのは横並びの表でいろんな項目があったじゃないですか。それで各委員が出してもらったものを整理してもらって。あの横の部分を羅列しているんですね。その時に、11園案で「私立と公立の共存」という項目って11園案の方としてメインでありましたか。上から取ったんだよね。たくさんの委員の方々が検討した視点ということから言うと。

(委員)

つまりこのところに目が行ったときに11園案があつて5園案が出てきたと。当然5園案は少ないと、この少なさは私立と公立の共存のために少なくなったのかとこう読み取れないこともない。ですので削除の提案をいたします。

(委員長)

「私立と公立の共存」のところを5園案から削除するというので、何かご意見は。これは残すべきだというご意見でも。これはよろしいですか。では5園案の「私立と公立の共存」というところはこれは削除させていただこうと思います。

5園案についてはこれだけでよろしいですか。

よろしければ「その他」の方のご意見をいただきたいと思っております。「その他」については、これまでの会議で出てきた意見の中で、先ほど委員からご指摘のあったとおり現在の24園に対し、一定の人数基準を設けて、基準に満たない園から

廃園にしていくという手法を取ればいいじゃないかというご意見がありました。これは手法ですのでそういう意見があったということを答申に書きましょうねということでここに書かせていただいています。

それともう1点についても、この2つを時間軸で整理してみると、公立幼稚園を5年後に11園にするけれども、将来的には新設5園というのも魅力的だねというお話があり、そしてそれについては前の前の回だったかな、じゃあ答申に含めましょうかということでこの表現が2つ残っているというのがここにぽこっとその他の意見が2つあるという経緯でございますが。

(委員)

先ほどもいいましたが。この24園にというのは委員さんが言われたので一応了解は取って削除したいと僕は言って、今了解が取ってあるんですけども。覆すようで非常に申し訳ないんですが、先ほど僕意見があったと言葉尻で、意見があったというところで、この24園案に対しても意見があったというのは事実ですが、11園と5園というのがベースであれば、これは削除すべきものなのかなと僕は思いますし、この発言をされた頭を取って申し訳ないんですが、消させていただきたいというふうに了解は得たのですが。ですので消していただきたいと。

それと、下の上記2案を時間軸での話にしても、いずれにしても、11と5というのがあればそういう流れになっていくというのはもう見えているというか流れ的な話から言えばこれを書く必要がない。これを書くことによって、11の方が上であって5の方が下にあるよというふうに取りかねない文面であると。この「その他の意見」という部分についてはまるっと削除していただきたいというふうに僕は思います。

(委員)

今言われたんですが、私自身は全く逆でですね、こういうような意見があったといわゆる答申案の中にはですね、いろんなかたちのこういうことも出ましたよというかたちでですね、しかしながら結論としてはこういうかたちになりましたというようにいろんな文言があると思うんですよ。

ですから、委員さんはもうそれでいいですよと委員さんが言われたとしても、せつかくのこういうような案もあったよというのは私自身は明記すべきであると思います。逆で申し訳ありませんが。

(委員)

気持ちは十分分かっているつもりの中で、こうやって話をさせていただくんですけども、確かにこういう経緯があったのは分かっています。ただ最後の「意

見があった」というところに関しては、やはり誘導的な部分になるので、もっときちんとしたかたちで書いていただくんなら、例えば併記していただくんなら、僕らも途中で手法ということで24園の話は確かにさせていただきましたよね。私が委員さんが言われた方に同調もしていた部分も確かにあったんです。

ただもう僕たちは11か5かという話をきちんとされた中のものがあったからと理解して、11か5の答えを出してきているので、できればこの24という意見は確かに心の中に残っていますよずっと。ですけれどもこの24ということと、時間軸に関しても、時間軸、この委員さんであれば時間軸は分かってみえるんじゃないかなと思います。

これをただ単に答申として紙として出して見る方が見れば、5年後に11になるんやな、将来的に5になるんだなっていうのに。11っていうのは5年後に11を目指すんですよね。その後に将来的に5園を目指す時間軸でっていう明記はあえて必要なんでしょうかというふうに思うので。何かこうなると併記されているんじゃないかと、11が上にあって5が下にあるみたいに読みかねない文章だというふうにとるので、誤解を招く文章になっているのではないのかと。僕が何も知らずに読めば、いいこと書いてある、11その次5だよって読めますよね。そういう読み方をされるっていうような文面では11と5が併記されているという意味合いが薄れるよねというふうに。併記ではなってくるというふうにとれるのが非常に懸念される文言というふうにとっています。

(教育部長)

委員長も議事録はアップしてありますよと。当然、それから資料もという話もありました。委員さん言われるように、案外すっきりした方が当然経過とか議事についてはわれわれはもちろん分かっていますし、今後答申を読まれる方についても合わせてそれを見ていただくということですので、まあこれはおっしゃったかたちで委員さんの考え方に賛成なんですがいかがでしょうか。

(委員)

「その他の意見」の削除について私も賛成です。11園案と5園案についてはあくまで併記であるので、本委員会においては、このような2つの案が出ました。その2つについては議論を深めましたというような、あくまで答申ですので、5年後に11園になるとは限らないですよ。5年後に5園になるかも知れない。あくまでもこれは併記ですから、段階的に11から5という議論ではなかった。確かにそういうお話は出ましたが、私自身はのちのち5園になることありきでの11園案と5園案というのは僕は納得できませんというお話もさせていただきました。

11にすることだけでもかなりの大なたを振るうことになるので、11園にするなら11園をきちんと充実された園運営がなされて、それが将来的にも桑名市の公立幼稚園のかたちとして存続していくことが桑名市としては望ましいということをおっしゃっていただきましたので、それはここには載っていませんよね。そういうことを言いますときりがないので、言われるようにここにこういうように意見があったということが一人歩きしてそういうものなんだというような受け取られ方をするとするのは確かに思いますので、私自身もこの2つの意見については削除することについては賛成です。

(委員長)

いかがでしょうか。今の「その他の意見」については。今、2人の委員さんからその他の意見で2つの意見というのは、やはりこの委員会で答申を出すということから言えば、やはり11園案と5園案の2つなんだから、だから手法についての24園の話と5年後11園を目指す将来的には新設5園というこういうかたちの意見があったというのを書くのは、やはりまずいんじゃないか、やはりすっきり書きましょよという意見が多いことは多いようですけども、どうでしょうか。

(委員)

私自身はこういうような意見を大事にしたいという気持ちもあつたんですが、みなさんの声が多ければそれで結構ですよ。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

僕が本人答弁します。簡単に申し上げまして、案がですね、この中へ、答申書の中へこれが入りますと、3つの案が出てくるわけですね。そうすると3つの意見が出てくると思います。そうすると折角2つ一生懸命頑張ったものが、全部飛んでしまわないかという危険性もあると思いますので、引き下げさせていただきます。申し訳ございません。

(委員長)

というお話でありますので、この「その他の意見」の二重丸、「その他の意見について」は全文を削除する、こういうことにさせていただきたいと思います。

(委員)

議論を戻して申し訳ないんですが、5園案のところ、11園案については、(5歳児)とか、(4歳児・5歳児)とか書いてあるんですけども、5園案のところには何も書いてございませんので、多度はどのように想定されるかちょっとわからないんですけども、桑名地区、長島地区についてはですね4歳児5歳児×2クラスという形で明記をしていただけたらと思います。

(委員長)

複数年齢、複数クラスというのを文言ではなくて、数字で表示する。

(委員)

そうですね。複数学年、複数年齢というのは、この議論の中では、4歳児、5歳児2クラスずつというのが前提になっていると思うんですけども。この文字だけを見ると、3、4、5にも繋がりがねない。あるいは人数が多ければ、3クラス、4クラスにも繋がりがねないと思いますので、4歳児、5歳児の2クラスということ明記していただきたい。

旧桑名市については、4歳児、5歳児の複数クラス、長島、多度については、長島については4歳児、5歳児の単数クラス、多度については、5歳児の複数クラスになるんですか。そこら辺地域の事情ということで、ぼやかした気がするんですけども。

(教育部長)

それで、あえて書いていないんじゃないですか。

(委員長)

それもあって、入れてないのかなという気はするんですけども。

(委員)

非常に、複数年齢、複数クラスというのは、少しわれわれとしては危険だなというふうに感じますので。もし、多度、長島については、難しいのであれば、桑名地区だけでもしっかり書いていただきたいと思います。

(教育部長)

議論が後先して申し訳ないんですが、4ページの辺りで4歳、5歳2年保育という、3歳はしないというふうに明記するではなかったですか。

(委員長)

そうですね。だから4歳、5歳でしょ。今の委員のご発言、桑名地区については、4歳、5歳の複数年で2クラスという書き方。多度については、よくわからないけれども、長島については、4歳、5歳の単数クラスになるのかな。ただ一応それがまた地域事情ということもあるので、複数年齢、複数年クラスを確保するという視点からということで、この5園案については、それぞれの園の、規模については、これを書いていないというのが、実際のところなのかなと思うんですけども。やっぱり明記すべきということよろしいでしょうか。どうなんでしょう。

(委員)

明記は必要かなというふうにひとつ思う所はあるんですけども。自分の地区ばかり言って申し訳ないなと思うんですが、凄く人数的に5年後10年後読みづらい数字にうちはなってくると思います。

だからこれ例えば5歳複数年クラスというふうになつてしまうと、果たしてそれだけで全部行ってしまわないかな、5年、10年後。というのは感じるので、確かに、委員さん言われたように、ぼやかしてあるというのはありがたいんですが、逆にいうと書くと怖いし、書かないと怖いし、どっちがいいのかなというのは正直本音です。

例えば書いてもらうなら、「地域の状況に応じた中で、もう1回考えていただく」という文面をわからん所は書いていただきたいなと。ちょっとぼやかしすぎですかね。

(委員)

資料36ですね。これから更新されているかどうかわかりませんが。

資料36の園の想定規模というところで、旧桑名、100×3で300人、4歳児、5歳児2クラスずつ、多度、50×2で5歳児2クラス、長島、50×1で50人、4歳児、5歳児1クラスずつ、計400人というふうには書いてありますので、議論した時はこれが、前提だと思いますので、そのまま書いていただければと思います。

(委員長)

それだと、多度でいうと5歳児の2クラスというのは、ちょっと厳しいかな。

(委員)

これ人口なので、必ずしもというのは言えないですけども。

(委員)

2クラスと書いてあっても集まらないところについては、当然1クラスになる訳ですので。現状多度は、2クラスあるんですかね。それが1クラスになることは十分想定出来ることだと思います。

(委員長)

では、一度入れてみましょうかね。先ほどの資料のもとのクラスの話、これは確かに11園案と出来るだけそろえるということからいえば、あってもいい気がしますので。ちょっと検討してみて、週明けに案を示したいと思います。よろしいでしょうか。

(3)の園の形態、通園学区についてということで、2行の文章であります。じゃあお願いします。

(再編推進室指導主事)

失礼いたします。(3)の園の形態と通園学区についてでございます。こちらもご意見の方いただいております、現在5歳児について設定というところでございますが、3人の委員の方からいただいている意見としては、中学校ブロックと委員会で発言があったのに全域がOKというのと、11園にこだわる必要性がないという部分と、保育園と同様の形態が存在してしまうのではないかとといったことで、また、ここまでの内容については、討議がないという部分で、削除をというようなご意見をいただいております。

そちらにありますように、文言の整理といたしましては、学区の議論というのは確かに十分じゃなかったかというふうなこともあるかもわかりませんが、保護者にとっては、重要な関心ごとでもあるということでございます。

ただ、少なくとも、現5歳児の通園学区というものは、事実上なくなるという訳ですので、文言の修正といたしましては、そこにあるようなかたちで行ってはどうかというふうなことを考えております。ですので、文言といたしましてはそこにあるように、園の形態、通園学区については、読み上げさせていただきますと、「再編後の園の形態としては、原則独立園とし、現在5歳児について設定されている通園学区は廃止する」というようなところでどうかというふうなことでございます。

(委員長)

この1行程の文書であります、これいかがでしょうか。

(委員)

「通園学区は廃止する」という文言で留めるということは、どう解釈すればいいのかなということは思うんですよ。その前の方に中学校区を生活圏域と考えるだったら。

今は小学校の校区でということになっていますので、じゃあ陽和ブロックの居住者の場合は、まあ立教なら立教、城東なら城東にいくと。今までの小学校ブロックは廃止というような解釈でいいのかなというふうに思うんですが。

ただ、この委員会の議論の時に、学区フリーというような、かたちで全市的に通うことができるというような話もあったと思うんですけれども。ですのでこの学区によらず、全市から園を選択できるようにするというような。削除の修正ができていますけれども、このことについては、話があったというふうに確認がとれていたかどうかということは、置いておいて、これは出た話だと思っておりますけれども。

(教育部長)

今の委員の考えだと、11園案を想定して考えて。

(委員長)

11園はね。

(教育部長)

5園案のこともありますよね。だからそう書けない。

(委員長)

そこを私もずっと、思っているんですよ。11園案の時の話と5園案の学区の話というのは、やっぱり違う話のはずだし、ただ、これを全部2通りで書いていくというのも、どこまでそれを書くかなんですよね。

(教育部長)

そうなると、通園学区を廃止するということは書けると。そこまでだと思うんですがね。

(委員長)

はい。そうだね。

(委員)

じゃあ含みとしては、11園になった場合は、中学校区が校区になると。5園

になった場合は、その全市的に、というようなこと。多度は多度、長島は長島ということはあるのかもしれないですけど、そういう解釈なんですか。

(委員長)

どうなんですかね。

(教育部長)

その具体的な部分については、まあ実施計画で考えていくことになると思いますが、ただ、今われわれの話の中ではそこまでは言及していないということを私は言いたいなと思っております。

(委員長)

ですので、まさに結論は書いていないということですね。廃止することしか書いてないということになるんですけどね。

(委員)

今、委員が言われたように、削除してほしいというのは出したんですけども、明記としては、11と5の意味合いが違ってくるかなというのと、例えば、11にしろ、例えば七和と大山田が残る、残らないというのがあるかもわからないですけども。七和の方が大山田に行きたいというケースは出るのかなと。近隣の学区というのがあるのかなというのと思うもので。そういう部分というのは、この会議の中でも出たんじゃないかというふうに思ってます。

ですので、原則のかたちというか、通園学区は廃止するというかたちにしてほしいよねという考えと、もうひとつ4番の方へ飛んじゃうんですけども、これと連動して、例えば「分団登園やバスによる送迎なども検討する必要がある」と文言があったもので、3番の学区この部分に関して削除してほしいというふうに書かせてもらったというのは、われわれ私立保育園の方の意見を言ったというかたちです。

(委員長)

はい。なるほど。ということで言いますと、4と絡めた時には、全市から園を選択できるようにするという廃止後の考え方については、これ復活もありうるというふうに考えてもいいんですか。

(委員)

僕の意見としては5園案であれば、そういうかたちならざるを得ない。

(委員長)

5園はそうならざるを得ないですね。

(委員)

というので、その部分というのは確かにあるかなど。書き方として、言葉として書くなら、こうしかないのかなというふうにとるんで、ただ、会議の中では確かに5園になった時に学区ですよとそんな大きなくくりにはちょっと無理があるというのもひとつ事実わかっております。

だから11と5の中での書き方としては、この書き方が正しいというのか、どうなのかもわからないけど、いいのかなというふうにひとつ思うし、下のからみからいったら、この書き方をすると、今度バスが走るなりなんらかのかたちになれば、ほんとに保育園と一緒にのかたちの幼稚園ができちゃいますよということになりかねんというふうに文章をとっちゃいましたので、そういうかたちで意見を書かさせていただいたということです。

(委員長)

すると、(4)の通園方法の部分についても、今の話で言うと一体的にちょっと検討しなくてはいかんということにもなりますかね。

(委員)

最終的にはもう1回検討すべき。

(委員長)

はい。どうでしょう(3)の部分については、いったん置いておいて、通園方法の部分ではありますが、通園方法については、いかがでしょうか。事務局の方から簡単に説明だけして下さい。

(再編推進室指導主事)

通園方法についてです。これも事前にいただいた意見がございます。一覧の2ページの方をご覧ください。通園方法です。「分団登園やバスによる」というような部分でございますが、原則を守るべき内容のみ明記すればよいのではないかと、いうことを3人の委員の方からいただいております。

また、同じく通園方法の部分ですが、委員の方から私学を含めたかたち、配慮したかたちでの記述にすべきというようなご意見をいただいております。こちらの方の提出もうけまして、修正の部分ですけれども、「原則、保護者送迎とする」というところで一旦切っておいて、長島地区でのバスをというようなご意見は確

かにございましたので、これは具体的に検討してほしいというような文言で入れてはどうかということをございましたので、このような書き方をしておりますので、よろしく願いいたします。

読み上げますと、「(4) 通園方法について 再編後の通園方法については、原則保護者送迎とする。なお、長島地区については、バスによる送迎も検討する必要がある」ということをございます。よろしく願いいたします。

(委員長)

はい。

(委員)

バスについては極めて、敏感な部分でありますので、提案をいたします。「再編後の通園方法については、保護者送迎とする。」これでおしまいと。これを提案させていただきます。長島地区は、何地区はということについて、バスがあるかもしれないよと具体的に言う必要はないし、言うてしまうと、委員がおっしゃった部分についてはどうなるのということになってくると思いますから、そこはもう、触れないということを提案をいたします。

(教育部長)

そういう状況になれば、長島は1園ではなく、2園になるんじゃないですか。

(委員)

教育部長は、地域のみなさんを前にして、説明をしなければいけないというお立場でありますから、そこのところはよく理解をさせていただくつもりなんですけれども、ここに書いてしまうべきことではなかろうかと。

つまり、そこは、われわれ委員と地域、市民のみなさんあるいは壇上に立つ人と地域のみなさん、信頼関係の中で、説いて明かしていくことであって、ここに答申として書いておくという部分については、もう、保護者送迎なんですよということをきっぱりうたう必要があるかなというふうに思います。

(教育部長)

委員おっしゃってみえるように、地元説明ということも頭にイメージしながら、私は発言してしまうことになるわけですが、原則保護者送迎ということですね。

(委員)

原則と言ってしまうと、原則なので、原則すら言わない。再編後の通園方法については、保護者送迎とする。

(委員長)

ということね。

(教育部長)

それは厳しいですね。

(委員)

原則という言葉をつけることによって、それは別に何の保険にもならないんですよ。つまり、ちょっと心に余裕を持たせたいための、それだけの心的理由だと思えますので。答申に原則があるないということはですね、壇上に立つ人にとっては大きな課題かも知れませんが、答申となると、原則という言葉は、もっと突き詰めていけば、例外のない規則はないわけですから、それはもう世の中の大前提でありますから、そこに原則と書くことによって、よりさらに例外の幅を広げる必要はないとこんなふうに思います。

(委員)

私は、長島は12キロですか。随分長い所で、そこを1園にするというのは、やっぱりすごく申し訳ないような気がするんです。それで、こうやって「長島地区については」と書くのが難しいと言われたら、「保護者送迎とする。しかし地域の特性によって、検討をする」というような文言が入るといいんじゃないかなと思うんですけれども。

(委員長)

はい。どうぞ。

(委員)

前回提出いただいた類似団体の状況で見ますと、公立幼稚園というのは、だいたい、平均4.7園しかない訳ですね。桑名市は類似団体の中で、面積は狭い方です。この類似団体が、はたして幼稚園のバス送迎をしているかということ、おそらくしているところもあるかもしれませんが、してないところがほとんどだろうと。やはり、今ある幼稚園をなくすからかわりに、何かサービスを作るという発想はやめるべきだと思いますし、長島で仮にバス送迎をやってしまうと、今後必ず、11園案になろうが、5園案になろうが幼稚園の数というのは私立、

公立合わせて年々減っていったおそらく近い将来7園、8園になってくるだろうと思うんですね。そのたびに、減らすのであればバス送迎をしろ、減らすのであればバス送迎をしろというふうになってしまいますので、ここはバス送迎は明記しないというのが、私は正しいのではないかなというふうに思います。

(委員)

そもそもの話になってしまうのですが、保護者送迎とするというようにこの考え方について、委員会の中で、委員の発言で明確に示されたという記憶ではないんですが、ひとつの基本的な考え方の中に、事務局側から示されたひとつの方法であって、私自身は、園が減らされる、減っていくのに、さらに送迎まで保護者の負担とするんですかということ、随分反対もさせていただいたと記憶しております。今さらその部分について、議論を掘り返すつもりはないんですけれども、ただ、「原則保護者送迎とする」という文言については、私はどうしても入れてほしい。原則という言葉は。

(委員)

私もですね、「原則保護者送迎とする」とこれを是非残してほしいと思っております。

(委員長)

どうでしょう。

(委員)

「再編後の通園方法原則保護者送迎とする。」原則があろうがなかろうが、僕どちらでもいいような気はせんでもないんですけれども、多度のバスはどうなるんですか。今走っているバスは「原則保護者送迎とする」とした時点で行政側さんはストップをかけてくれるんでしょうか。どういう理解になるんでしょうか。

(委員長)

なるほど。はい。

(保健福祉部長)

実施計画の中で決めていく。

(委員)

実施計画の中で。原則保護者送迎とするのであれば、今、現状で話が出ている

中で、こことあわんようになりますよね。それでお聞きしたかっただけで。

(委員長)

今は答申をつくるところでありますので、ですから政策的な判断を今、会議していただく場ではないだろうというふうに思っていますが。

(教育部長)

長島の場合を考えるとですね、バスの送迎がなければ2園ということも考えざるを得んかなと考えるところです。

(委員長)

はい。

(委員)

今の実施計画で考えるところだと、非常に、やっぱりそうなんだと思って残念なんですけれども。やはり、ここは、再編検討委員会の意思として、「原則保護者送迎とする」と書くのであれば、当然今、多度で走らせているバスは廃止になるということは前提だと思います。

(委員)

その時の話合いの時に、多度はそのままというような話だった記憶があるんですが。話合いでそうだったと思います。多度はそのままということで進んだ記憶があるんですが。また議事録も見ていただきたい。

(委員長)

そうですね。一度確認せないかんですね。

(委員)

やはり、長島地区には、私も言わせていただいたように、やはりバスによる送迎を検討する必要があるということは、これは入れていただきたい思います。

(委員長)

ということで、この通園方法については、これ議論百出の部分であります、  
「再編後の通園方法については保護者送迎とする」という言い方、ここは原則ということばを入れてほしいなという2つの意見があるということ。それから、バス送迎については、やはり長島地区については、バスによる送迎というのを、検

討する必要がある、あるいは実施計画で多度も含めて検討していくということであれば、先ほど委員からありましたけれども、「原則保護者送迎とするが、地域の特性によってバスの送迎も検討する」という書き方をするかどうかということになるのかなと思うんですけれども。

地域の特性によってということでは場所はぼやかしてしまう。これは、ある意味長島の現状の話と、それが念頭にある。どうでしょうか。そんな文言では。厳しいでしょうか。多度の話は確かに、今、ここで答申の中でじゃあ廃止だねと書く話ではない。

(委員)

そういう意味で言ったのではない。

(委員長)

一度ちょっと整理してみて、次回には具体的な文言として提案したいと思えますし、園の形態、通学区域についても、11園案と5園案をいっしょくたに書いているのはいけないのですけれど、通園方法で原則保護者送迎というかたちにした時に、再編後の園の形態としては、原則独立園として、現在5歳児に設定されている通学域は廃止するし、学区によらず全市から園を選択するというふうで。「保護者送迎を原則とした時には、学区によらず全市から園を選択できるようにする」という文言は、これはいかしてもいいということでもよろしいんですかね。委員は。そういうことですか。

(3)の園の形態、通園学区については、再編後の園の形態としては、「原則独立園とし、現在5歳児に設定されている通園学区は、廃止する。学区によらず、全市から園を選択できるようにする。」これは復活するという事なんですか。これは「廃止する」でいいんですか。この「廃止する」までということでもありますけれども、ことさら全市から園を選択できるようにするとは、言わなくてもいいのではないかとということでもありますけれども。よろしいでしょうか。通園方法については。

(委員)

ちょっとわからなくなってしまうんですが、そうすると、長島がありますよね。長島は1つになるから、バスという話がでてくるんですよ。そうすると、学区によらず、全市からというのと上と下はどういう関係に。(3)と(4)はどういう関係になってくるんですかね。ちょっと整理していただけないですか。

(委員長)

長島についていうと、1つなんですよね。

(委員)

そうすると、その学区がなくなりますよね。学区がなくなる。そうすると、学区外でもそこへ行くわけですよね。

(委員長)

そうですね。

(委員)

上の全市からというのがあれば、行くということになりますよね。学区をはずした中で。行くということになってきますよね。そうするとこの文言はいるということになってくるんじゃないですか。違いますか。

(委員)

廃止されているからバス送迎は基本的におかしい。

(委員)

そしたら、バス云々の表記は必要になってくるんじゃないかと。

(委員長)

はい。

(委員)

私も今考えをめぐらしてみたんですが、そうすると長島地区で、もし、バスが走った場合、学校区が廃止されるわけですから、修徳までバス来てよということが言えるわけですよね。「長島へ私幼稚園行きたいんです。」と。

(委員長)

なるほど。それがあり得るかということですね。

(委員)

長島地区と地区が入ってますやないですか。長島地区については。

(委員長)

文言としては、ここでは長島地区についてはと限定している。

(委員)

限定はされてますよね。

(委員長)

逆に言えば、学区を廃止したんだから、バスの通園方法の部分では、地区だけでも限定して入れておく必要が逆に言えばあるかなということなんですが。

(委員)

そうなんです。

(教育部長)

今、ご提案のあった地域の特性によってということになると、曖昧にしてしまおうとかえって今のような部分が逆にしていくんではないですかね。

(委員長)

長島地区もいらんだらうというお話もあるわけですよ。

(委員)

ですので、そのところは、今後の信頼関係の中で話をさせていただくとして、答申には載せないと。もう一つ言うと、今さっき原則という話については、どうも私はマイノリティになってきたので、そのところは委員長一任をさせていただきます。

(委員長)

原則はお願い。

(教育部長)

委員さっきおっしゃったように、マイノリティという話ではないですけども、原則については委員長一任。

(委員長)

原則はとりあえずは入れさせていただくとして、バスの話はどうしますかね。

(委員)

長島についてですね、確かに先ほど委員でしたか12キロ、本当に大変なんですよ。だから、ここに長島地区についてはということ、文言出ておるんですが、

やはりこれは、このままでいいんじゃないかと思います。私自身は。

私の七和地区から長島に行く人はいませんから。仮にそういう場合でも保護者送迎。極端なかたちではなくて、ここの地区と書いてありますから。ここに関しては、南北12キロというのは大変ですよ。1つの園という形でとらえるならば。先ほど委員がいわれましたように、もし、保護者負担でするのであれば、あるいは南、北にも、もう1つ必要かなというふうに考えざるを得ないし、11園というようなかたちで、中学校ブロックでこうなっておれば、止むを得ないというふうに、私は思います。

(委員長)

はいどうぞ。

(委員)

バス送迎というのは、いかに維持経費が大変であるかということが、ここの中では全く議論されてないわけです。バス1台設けることによってかかる費用を、違うものにあてられるとすれば、いろいろな物に使えるわけですね。先ほど多度を廃止すべきだという話をしましたけれども、一度バス送迎を始めてしまうと、これはなかなか廃止出来ないのはよくわかります。ですので長島を安易に大変だからということだけで、市の税金を使ってですね、運行させるということについては、私は賛同はできません。そういう費用があるのであれば、同じ桑名市民の子どもである私立にも、もっともっと積極的に支援をしていただきたいと思います。

(委員)

ここに、送迎も検討する必要があると。バスを運行させますというようなかたちで決めてあるわけではないんですから、やはりこの検討も必要ですよというように、いろいろもっと、送迎のやり方もいろいろなかたちがあるでしょということの位置づけだと私自身はひとつとらえております。

(委員)

あくまで答申ですので、検討されたことがらの結果として、これを市民のみなさんに知っていただくということについていえば、バスについてはですね、バスが1台いくらかするのかわりとか、人件費がどれほどかかるのか、そういう検討というのは一切されなかったわけですので、バスという文言自体が現れてくる十分な議論はなされていないと、こんなふうに思います。

(委員長)

いかがでしょう。そうですね、通園方法については、再編の通園方法については、原則保護者送迎とするというところまでは、これでいいかなと思います。長島地区については、バスによる送迎も検討する必要があるというこの文言について、バスという文言を入れるべきなのか。長島という地区を限定のかたちで表現すべきなのかというところで、ご意見をいただいているところでもありますけれども、今までのご意見で言いますと、これをまったく失くしてしまうというのは、これは、11園案の場合特に、これは11園ではおさまらん話になっていくというところでの懸念を多くの委員のみなさんから意見をいただき、ただ、私立のみなさんからは、バスというのは一旦走らせたなら、ずっとひっかかるものだし、導入は慎重でなければいかんだ、というところでご意見をいただいています。

その意味で言うと、通園方法についてのバスの取り扱いというのは、これは、このままいっても平行線の部分がありそうでありまして、ちょっと書き方を工夫するしかないかな、ある意味バスの導入の可否については、ちょっと慎重に検討しないといけないということで。一旦預からせて下さい。月曜日までに考えます。

(委員)

委員長さんの方にお任せするんですが、もし、考えていただくなら、またバスの話に戻しちゃうと、多度は無料で走っていますよね。ただこれ長島の話、検討しますよという話の中に、無料か有料かによって、たぶん長島の話例えば例にさせてもらおうと、私立の幼稚園さんは有料で走っていますよね。ここでの格差というのがまた生まれてくると。

そうすると、私立の方はお金がとれなくなりますよね。片方タダで走ってますよという話になってくるとということもあるので、やっぱり慎重にしてほしいというのが事実なんですけど、そういうデコボコしたものが、生まれかねないということも十分に検討の中には入れていただきたいなというふうに思います。

(委員長)

すでに5時半をまわっておりまして、まだ、半分もすんでないという状況なんですけれども、時間的にもうちょっと。せめて「幼保一元化」、またこれもすごく議論があるのかなと思うんですけれど、「幼保一元」までは、ちょっといきたいかな。3番目のできれば「適正規模と複数年保育」のところもいきたいなと思うんですけれども。時間的にはどうですか。

(委員)

休憩をとっていただければ。

(委員)

休憩とってほしいですね。

(委員長)

じゃあすみません。休憩をとって、6時15分までということで。休憩取りましょう。

---

#### 5分間休憩

---

(委員長)

じゃあ、再開しましょう。6時15分まで時間をいただいて、「幼保一元化についての取り組みについて」ご意見をいただきたいと思います。  
事務局説明をお願いします。

(再編推進室指導主事)

幼保一元化の取り組みについてでございます。まず、いただいた意見というところでお願いをしたいと思います。

委員の方からいただいたご意見としましては、委員会では、一部の委員から賛成があったものの、反対もしくは時期尚早という意見が多かったように思うということでございますし、あと、こども園の行方というものもあるというようなことで、議論が必要だと。よって、この「幼保一元化の取り組み」については、全文を修正する必要があるのではないかとというご意見をいただいております。

「幼保交流保育や合同研修を実施」というあたりについては、公立ありきの明記ではないかということで、削除をとということで3人の委員の方からいただいております。

あと、「幼保一元化を進めていくことが望ましい」という文言についてでございますが、「望ましい」という案を作成された意図をとということで、委員会で「望ましい」と決めた覚えはないというご意見を委員の方からいただいております。

それから、「公立幼稚園と公立保育所が同一敷地内に」という部分で、暗に多度幼稚園を指しているのではないかと、また、現実化されるようなことがあれば私立園は経営危機に値するため削除をとということ、同じく3委員からいただいております。

このようなことも踏まえまして、委員長修正ということでの修正文のご説明でございますが、まず、全文の修正ということでございますけれども、上から二つの段落の部分につきましては、現状のものだと思いますので、そのままではいかかというところではございますが、ただ、主語を追加ということで、「市では」

と「本検討委員会の中では」を追加しております。

また、幼保一元化に反対の意見として、という部分もございましたので、幼保一元化は、私立への影響が大きいことが予想されるので、反対であるというような意見も入れて併記という形で表記をしております。

より具体的な答申という点からいきますと、「地域としては、保育所の建て替え等が考えられる地区において」という一文で入れるのはどうかということがございます。

賛成、反対両方の意見がもちろんございましたので、「今後慎重に検討」というかたちでまとめてはどうかということでご表現の方を書いてございます。

## 2 幼保一元化の取り組みについて

19年答申では、「多様な形態の就学前施設を用意し、幅広い選択肢の中からそれぞれの家庭が選択できるような環境づくりを進めていく」と示されており、幼保一元化施設もその選択肢の一つとしてあげられている。

これを受けて、市では幼稚園と保育所の互いのよさを活かした保育のあり方を求め、幼保交流保育や合同研修を実施してきた。また、公立幼稚園教諭と公立保育所保育士の採用試験の一本化や桑名市共通カリキュラムを作成するなど、幼保一元化に係る取り組みを進めてきた。

本検討委員会の中では、「幼保一元化を図ることにより、集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保つとともに、家庭の状況にかかわらず、同一施設で同様の保育の提供が可能となる。」また、「施設の共用化を図ることにより、効率的な運営につなげることができる。」といった積極的な意見もある一方で、「幼保一元化は私立への影響が大きいことが予想されるので反対である。」という意見もあった。

こうしたことから、保育所園舎の老朽化による建て替え等が考えられる地区においては、幼保一元化を進めていくことが考えられる。なお、幼保一元化に関する国の動向については十分に注視しながら慎重に検討することが必要である。以上でございます。

(委員長)

という文言の案であります、これについていかがでしょうか。

(委員)

まず、質問なんですけれども、ここにある「公立幼稚園教諭と公立保育所保育士の採用の一本化や桑名市の共通カリキュラムを作成するなど、幼保一元化にかかる取り組みを進めてきた。」とありますが、この共通カリキュラムというのは、

幼保一元化を見据えた取り組みだったのでしょうか。

(再編推進室主幹)

19年の答申に基づいて公私立幼稚園・保育所を問わず基本となるようなカリキュラムを作ろうということで作成をされておりますので、1つには、幼保一元化でなくても、公私立どこでも使えるものを作りましょうということでございます。

ただ、それは、幼保一元化をした施設においてももちろん基本となって使っていくっていただけるというあたりで、1つには、幼保一元化という多様な施設を保護者が選択できるようにということで、これからそういうかたちの園を目指していくということで、幼稚園・保育園でも使える、公立私立全て使える、そして新しくできる幼保一元化という目指していくものについても使えるという意味で作成をしたものというふうにとらえております。

(委員長)

ということではありますが。

(副委員長)

就学前の共通カリキュラムってことになるのと、小学校に入る前の子どもたちの、いわゆる就学前の、保育園であっても幼稚園であっても私立であっても公立であっても、ある種、やっぱり、小学校に入るまでの桑名の公立の小学校、私立の小学校、小学校に入るまでにこういうふうなことは学んでおこうね、経験しておこうねという共通カリキュラムであって、就学前ですから、幼稚園も保育園も含めたということであって、一元化という言葉とはちょっと関係ないような気もするんですけどいかがなんでしょう。

就学前の共通カリキュラムであって、一元化ありきのカリキュラムじゃないと思うんですけども。

(再編推進室主幹)

その通りで、幼保一元化があるから共通カリキュラムがあるわけではございません。もちろんそうです。ただ、19年答申の時に、これから多様な施設を提供していきましょうという中に、幼保一元化の施設も考えていきましょうということでしたので、それも含めて、基礎となる共通カリキュラムを作成したという説明をさせていただいたつもりです。

それによって、ここにあげてくるのがどうなのかについては、また、ここで議論をお願いしたいところでございます。

(委員)

私としては、「また」のところから「進めてきた」までは、削除をお願いしたいというふうに思っております。

(委員長)

採用試験の一本化も。

(委員)

私なりに、文言をどうようにしたらいいのかというのを、考えてきましたので、また、参考にしていただければと思うんですけども、「現在の認定こども園制度は、待機児童対策と過疎化の子どもの集団確保を目的としてスタートした。桑名市においてはいずれにも当てはまらない。また、保育士と幼稚園教諭との待遇格差、事務手続きの煩雑さなど、解消すべき課題が多く、国の動向もめまぐるしく変化している。したがってこの答申で一定の方向性を出すことは適切でないと判断した。」というような書き方いかがかなというふうに思っております。

(委員)

ちょっと疑問に思うところが、赤で直された「保育園舎の老朽化による建て替え等が考えられる地区においては、幼保一元化を進めていくことが考えられる。」これ、いつから考えられるようになったんですかね。よくわからない。幼稚園の話をしていたんですよね。これ、先も言われていたように、幼稚園の再編ですよという話があって、いつの間にか保育園の園舎が老朽化すると一元化になるんですか。これ。何か、とってつけたように上手にまた変えられているような、気はしないでもないし、こういう話ではないと思います。

だから、幼保一元化の取り組みについてという部分で、保育園園舎の老朽化によって建て替えのところは幼保一元化を進めていくというのはよくわからないのですが。

(再編推進室主幹)

この部分も、基本的に、また、ここで議論をしていただくところではあるんですが、ただ、この答申は、より具体的に。19年答申がかなりばつくりとしたものでしたので、本当に実施計画につながられるようなかたちの、かなり踏み込んだかたちのものをいただきたいという、そういう方針と言いますか、そういう思いがありますので、そこらあたりから、ちょっと具体的なところで入れさせていただいたという、そういうところですので、ここらあたりは、意見として出ていたということは確かだと思います。前回の幼保一元化の話し合いの時に。

ですが、これを、ここに載せていくのかは、議論をお願いしたいところです。

(委員長)

これについては、具体的に保育園を所管する立場としては、どうなんかな、その話は。

(保健福祉部長)

現実的に、今、耐震構造がどうなんだというところで調査をさせていただいているところがございます。今後、その結果を踏まえまして、ここらへんの文言と整合を図りながら検討をしていきたいというのが現実の考えです。

ですから、実際、今、9園ありますけれども、そのうち5園は耐震OKが出ていて、今年度2園調査し、来年度2園調査する方向で今進めております。だから、そこらへんで耐震が必要だと、それ以前に建て替えが必要だという結論が出た段階では、こういった文言に沿った形で整備したいというのは現実論として考えております。

(委員長)

ということは、なんらか考えていくというのが保育所の担当であります。どうなのでしょう。先ほどちょっと、委員からの具体的な文言の修正の中でありましたけれども、公立保育所として、この「幼保一元の取り組みについて」のこの書き方については、どうでしょうか。

(委員)

幼保一元化について十分幼稚園さんと話し合っていないので、難しいなという気がします。確かに幼保の交流とかをやってきましたが、それが、幼保一元化の施設になっていくところまでは、つながってなかった部分も自分の中ではあります。こういう方向で進んでくるとは思っていなかったのです。

(保健福祉部長)

申し訳ございません。先ほどの委員さんのご発言、ちょっと早口でわかりにくいところはあったんですが、確かに総合こども園構想の創設につきましては、先送りされましたけども、認定こども園については、今全国で900か所を超えるところが実施しております。国の方針よりもまだまだ少ないという現実はありませんけれども、やはり、ここらへんの4類型なども見極めながら、私は、今後とも検討していくべきところはあるというふうには思っています。

ちょっと早口で言われましたので、どこがどうということは、ちょっと。文言

を評価できるところ、できないところあると思いますけれども、もう一度文章化したものを見せていただければありがたいなと思います。

(委員)

もう一度読んだ方がいいですか。

(委員長)

そうですね。

(委員)

「現在の認定こども園制度は、待機児童対策と過疎化の子どもの集団確保を目的としてスタートした。桑名市においてはいずれにも当てはまらない。また、保育士と幼稚園教諭の待遇格差、事務手続きの煩雑さなど、解消すべき課題が多く、国の動向もめまぐるしく変化している。したがってこの答申で一定の方向性を出すことは適切でないと判断した。」という答申でいかがかなというふうに思います。

(保健福祉部長)

おっしゃっていただいておりますところ、よく参考文献に書いてあると思います。確かに、過疎地、密集地そこらへんあると思いますけど、現実的に、安城なんかは、うちと同規模、ちょっとうちより大きいと思いますけれども、成功している事例もありますので、そこまで踏み込んだ表現が果たしていいのかどうか私は疑問に思います。

(委員)

答申というのは、ここの中で議論されたことが出されると最初から聞いておりますので、幼保一元化について、今のような否定的な見解がここで合意されたというふうには私は理解していないので、どうかなと思います。

それから、もう一つ保育所園舎の老朽化による建て替えが必要なところというのは、いくつかあるんですか。

(委員長)

いまの話だと、まだこれからという話でしたね。

(委員)

耐震については、今お聞きしましたけれども、老朽化でというあたりはどうか。

(保健福祉部長)

ないことはないですね。今年度調査させていただくところについて、若干問題点のあるところはあります。ただ、まだ調査が終わっておりませんので、何とも申し上げられない状況です。ただ、すでに終わった5園については耐震構造、クリアできているという状況でございます。

(委員)

たぶん、そっちに話が行ってしまうとダメなんだと思うんですね。だから、保育園舎の老朽化による建て替えというふうに言い換えられたのは、その上の赤い線が引っ張ってあって取り消しがしてあるところ、「以下のような地域」を、おそらく言葉を換えて言ったんだと思うんです。「以下のような地域」ひょっとしたら、多度保育園というのは老朽化しているんでしょうかね。そうすると、多度保育園舎の老朽化、おそらくそのへんの含みを持って言いたいと思うんだと思うんですね。

いずれにしても、保育園、保育所ということについての、その、老朽化、建て替え云々については、云々されたことは過去にありませんので。それこそ、この部分については、不適切であって必要がないとそんなふうに思います。

(委員)

園舎の老朽化を理由にして幼保一元化を進めるというのは、私は、本質的ではないのではないかなと、保育所で必要であれば保育所で建て替えでもいいですし、幼保一体化が必要であれば幼保一体化施設を作ればいいと、老朽化をしているところで幼保一元化を進めていくということは、私はおかしいのではないかなというふうには思います。

(保健福祉部長)

その点については、私も同意させていただきたいと思います。それが全ての要因ではない、一つの要因として考えられるというふうにご理解いただきたいと思います。

(委員長)

はい。契機としてということはあるだろうということではありますが、ただ、こういう文言自体を入れていくかどうか、先ほどもありましたけれど、この委員会で少し議論していかなければいけないんですけれど、どうやらこの点についても、かなり意識の乖離は広い……。

はい、どうぞ。

(委員)

この幼保一元化の話の時に、再編を考えていった時に、どこでも全部でもなく、ここの地域として老朽化のことも一つ、園児数のこともそうですし、近くで交流しているところとかあればといういろんな話の中で出てきたのであって、全部をするわけでもない。桑名市の公立を再編していく時に、こういう園も一つ考えられるという中話であったので、考えるきっかけの1つではなかったかなと思います。きちんと、幼保の話も出ていたので、これは、全否定の委員さんのご意見のような話し合いでなかったかのように思います。

(委員)

私、幼保一元化を全否定しているわけではなくてですね、方向性を出すのが時期尚早なんではないかという話をしている。この文章を見ると、明らかに、やはり、作ることが前提になっていると受け取れかねない文章だと私は思いますので、こういった文章は避けるべきだというふうに思います。

(委員)

今、委員が言われましたように、「保育園の園舎の老朽化による建て替え等が考えられる地区において幼保一元化を進める」と、ここまで決めつけることはできないんじゃないかと思いますけどね。保育園は保育園、いわゆる幼保一元化施設は一元化施設、幼稚園は幼稚園と、そういう、大きな市のここへ何々を作るといった計画がはっきり出てきた段階で、これはこれであればあれというべきで、これはちょっと言い過ぎでないかと僕思うんですけどね。

(保健福祉部長)

委員おっしゃるとおりだと思ってます。建て替えが必要となってきた園舎が生じた時、それとやはりその時点で、一元化、一体化を図る必要が生じた時、その二つの要素が相まった時に、こういった議論が出てくるべきだと思ってます。

だから、建て替えがあるから無理やり一元化しようというような考えはないということです。

(委員)

であるとすると、保育園舎の老朽化云々ということをも答申に載せるのは不適切であると思います。

(保健福祉部長)

不適切ではないと思います。文言の訂正が必要だと思います。

(委員)

具体的にいかがでしょうか。

(保健福祉部長)

一度検討させていただきます。

(委員長)

ちょっとじゃあそれは担当課も検討するということになりますし、今いただいたご意見で言うと、ちょっと具体的に、少なくとも老朽化による建て替えでという感じじゃないだろう。この委員会で、特に、11園案のところに書いてありますけれど、幼保の一元化というのも考えていくべきだという話は、特に11園案の時は議論もあったわけでありまして。その道をふさぐようなものではない。ですから、今ちょっと考えてたんですけれど、こういうふうに書くとややこしくなるんですけれども、11園案の検討の際には、という書き方になるのか、ちょっとそのあたりですけれども、これもまたもう一度月曜日に第2次の修正案というものをお出ししようかなと思っています。

(委員)

先ほど、安城の方で成功しているということでございましたけれど、あまりうまくいってないところもたくさんあるわけですね。先ほど900施設という話でしたけども、今、国の方で幼保一体化施設、認定こども園に移行させよう、移行させようと必死にあめをばらまいてやっているにもかかわらず、ほとんど進んでいかないのは、やはり、問題が大きいという判断の中で、認定こども園を選択しない施設がたくさんあるという事実は認識していただきたいと思います。

(保健福祉部長)

確かに説明不足で、国の方針は確か3000か所くらいを想定していたと思います。そのうち今現在911か所くらいだと思いますけれども、そのくらいは進んでいると、ただ一概に、全部が全部あめをねぶらされて、失敗例ではないと認識はしています。

(委員)

少し、それですけれども、その上のところで、「幼保一元化は私立への影響が大きいことが予想されるので、反対であるという意見もあった。」これもきわめて不適切であろうと思います。幼保一元化ということについて、書かないということの議論は、今、委員が言ったこと、あるいは、各委員のみなさんがおっしゃって

いただいたことが理由であって、私立が言うからする、しないという問題ではありませんので、これも、答申に載せるにはきわめて不適切であろう、あるいは、若干の誘導がそこに見え隠れすると思われまますので、削除をすべきというふうに存じます。

(委員長)

はい。といういろんなご意見をいただいて残り時間が1分ということになっていますが、ちょっと月曜日は大変かなと思います。月曜日は、一応2時間でしたね。みなさん、確かご都合をお伺いするかぎりには、2時間という時間厳守で、今日の話で言いますと、今までの議論のところの第2次案の提示の部分が、国の幼保一元化までのところまでであって、そして、3番の「適正規模」以下についてはまた改めて文案検討ということになります。ですので、月曜日、ラストチャンスについては、ちょっと時間的に厳しいものがありますけれども・・・

(委員)

その前に、23日でまとめてしまうのは、現実的には無理だと私は思います。やはり、もう一日、必ずしも望んでいるわけではないんですが、もう一日、やはり、少なくとももう一日は設けざるを得ないのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

(委員長)

23日を一回やってみないと何とも言えないかなと思うんですけども、23日に3時間やってみて、それでアウトだった時に、どうするかという話かと思うんですが。

(委員)

とりあえず23日をエンドというかたちで進めていただいて、それで、その中でもし残ればですね、いろんな案件が、やむを得ないですけど。

(委員長)

まずは23日最後ということで議論してみましよう。

(委員)

23日すんでからということではなくて、やるかやらないかは別として、日の設定だけはしていただかないと、また、みなさんご都合が入ってきて、そろわずに最後の日を迎えるというふうになりかねないですので。

(委員長)

この週で言えば、私は26日の木曜日の午後ならば仕方がないかなと思ってるんですけども、実はこの時間授業をやってまして、ゼミをやってまして、今、若い准教授にゼミをお願いするかたちでこっちに来ているんですね。それをまた来週やるのかとなるとちょっと厳しいかなと思うんですけども、最悪の場合は26日に、ある意味お集まりいただければ可能かもしれません。26日の3時半ですか。

(委員)

26、27は、私立幼稚園の東海地区の全体の研修会がございまして。いずれにしても、私は23で一応議論は終えてですね、その委員長がまとめていただいて、それを全員にいただいて、最終的に確認をさせていただいて、一日設けていただいて、確認をして終わるというかたちでいかがかなと。事務局は7月に非常にこだわりを見せてますけれど、ここまで議論をしてきて、7月にこだわってやるようなことではないだろうと。8月に入ってから一日設けてもいいのではないかなというふうに私は思っております。

(委員長)

ちょっとその日程も含めて、26、27はなしということにして、とりあえず、次回エンドで頑張るということにさせていただければと思います。

(委員)

今日言った部分は、資料としては早くいただけるんですか。今日、見て今日話するというのでは、いつも事前にいただいて、修正案を出している割に、今回、これ、ポロンともらってこの話なので、できれば読み返す時間でないけど見る時間だけは、せめて1時間でも2時間でもいただきたいというふうには思うんですね。

(委員長)

できればそうしたいなと思いますけれども、ちょっと今日これから検討してみようからにしましょうか。できるだけ早くとしかちょっと言えないかなと思います。今日これから、具体的にもう一回議論しますよ。そして、その文案の修正と、もう一回議事録を書かないといけないですから、一人あるいは何人かの方々は、これから議事録を起こすことをしていただきます。そしてその文言に沿ってこれから修正の作業をしていって、そして当然のことながら、いろんな方の話も考慮しながらやっていって、それで土日という話ってのはちょっと厳しいですので、で

できれば、23日の早い時間に見せるということは可能かもしれないけれども。

(委員)

月曜日の午前中にでも、メールを飛ばしてもらえたらそれでもいいですけども。1時間か2時間見る時間をいただきたい。

(委員長)

それを目標にはしたいとは思っています

(再編推進室主幹)

一昨日の記録の方置かせていただいたのですが、目を通していただきまして、申し訳ありませんが、24日の火曜日くらいまでには修正の方をいただけるとありがたいと思います。申し訳ありませんがお願いいたします。

(委員長)

以上ということで、終わらせていただきます。

18時20分終了

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

委員長